

ふじみ野市福岡中央一丁目集会所使用規定

第1条 【設置及び目的】

ふじみ野市福岡中央一丁目町内会(以下「町内会」という)は、住民相互の親睦をはかり、地域社会の健全育成に寄与し、文化の向上を図るため、福岡中央一丁目集会所(以下「集会所」という)を設置し、町内会会員(以下「会員」という)の方々に利用に供するために、使用上の決まりを以下の通り定める。

第2条 【位置】

集会所の位置は、ふじみ野市上野台三丁目2番18号に置く。

第3条 【運営】

集会所の管理運営は、町内会にて行う。

第4条 【利用資格】

町内会の会員及びその家族とする。

但し、町内会以外の者が使用する場合は、町内会長(以下「会長」という)の許可を受けた上、所定の使用料を支払うことにより、使用することができる。

第5条 【申し込みと許可】

1. 前条に基づく許可行為は、予め会長が指名した集会所管理人(以下「管理人」という)が代理して行う。
2. 集会所を使用する者は、予め所定の様式による申込書を管理人に提出して、その許可を受けなければならない。同一日時に重複申込があった場合は申込先着順とする。但し、会員及び町内会が緊急に使用することを、会長が認めた場合は使用の順序を変更することがある。
(例 町内会主催の会議、災害時等)

第6条 【利用制限】

会長は、次の項に該当する者並びに行為には、集会所の使用を許可しない。

1. 公安、公益を害し、風俗を乱す恐れがあると認められる者。
2. 建物または付属設備等を損傷する恐れがあると認められる者。
3. 原則として営利または宗教活動行為。
4. その他集会所運営上支障があると認められる場合。

第7条 【使用時間】

集会所の使用許可を受けた者は原則として、下記時間内とする。

午前	午後	夜間	全日
8時～12時	1時～5時	6時～10時	午前8時～午後10時

但し、カラオケ、マイク使用の場合は午後9時までとする。

第8条 【使用範囲】

1. 無料範囲
 - (1) 町内会主催の各種会議および各種催し。
 - (2) 地区内諸団体の会合、催し。
 - (3) 市、または公共団体が主催する催しで、本地区住民に直接関係する行事。
 - (4) 町内会々員同志(家族を含む)の親睦会、サークル活動。
 - (5) 会長が無料で使用を認めた場合。
但し、(4)項については冷暖房費を支払うものとする。

2. 有料範囲

予め使用許可を得て使用する場合は、第9条に定める使用料を支払う。

(1) 会員と会員外との合同で使用する場合。

(2) 会員がサークル活動等で使用する場合であっても、月謝あるいは、指導料等を徴収する場合は、会員外使用料の5割増しを支払わなければならない。

第9条 【使用料】

集会所の使用許可を受けた場合、下記の使用料を前納しなければならない。
会員といえども、会員以外のもの(総員の3分の1以上)と合同使用の時は会員外料金となる。

尚、会員外使用の時に、会長が許可した場合は、夜間に限りホール、和室の使用料を800円とすることが出来る

会場	時間帯	会員			会員外			
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	全日
ホール		0	0	0	1,500円	1,500円	800円	3,000円
和室		0	0	0	1,000円	1,000円	800円	2,000円

政治活動に使用の場合は、各区分とも5,000円とし全日は、20,000円とする。

また、冷暖房機を使用した場合は、各使用時間帯とも冷暖房費として300円を支払うものとする。但し、次の団体等は冷暖房費の支払いを免除する。四役会、役員会、諸行事関連、長寿会、子供会、社協及び関連団体、囃子連。

第10条 【許可の取消】

会長は、次の各項に該当すると認めるときは、使用の許可を取消することができる。

- 1、この規定に違反したとき。
- 2、使用許可条件に違反したとき。

第11条 【設備及び備品】

使用者は、集会所内の既存の設備及び備品を移動したり、あるいは特別の設備をしようとする時は、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。

第12条 【使用後の整備と清掃】

使用者は、使用終了後、使用した室及び備品、器物等を整理、清掃し、火災、盗難の予防を完全に行わなければならない。(ガスは、元栓を閉める)

第13条 【賠償義務】

使用者は、建物及び付属設備、備品、器物等を損傷または滅失した時は、その損害を賠償しなければならない。但し、会長が不可抗力によるものと認めた場合は、この限りではない。

第14条 【禁止事項】

- 1、集会所室内における喫煙を禁ずる。
- 2、集会所使用のため利用する車両の路上駐車を厳禁する。

第15条 【備品の貸出】

会員を対象に以下の備品を有料で貸し出すことができる。

貸出料は次の通りとする。

(1日に付き)

テーブル	1脚	100円	テント	1張	1,000円
座布団	1枚	50円	食器類	1式	1,000円

第16条【使用中の事故】

使用中の事故について、町内会は一切その責任を負わない。

第17条【その他】

この規定に定めるほか必要な事項は役員会で決定する。

- 付則
- 1、この規定は、平成15年4月1日より施行する。
 - 2、この一部改正の規定は、平成18年4月1日から施行する。
 - 3、この一部改正の規定は、平成30年6月3日から施行する。